

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇ 告 示
海区漁業調整委員会委員の任命
土地改良区設立認可

〃
禁猟区の設定
小型船舶及び船籍票の検認期日等
建設業者の登録まつ消

告 示

◇鳥取県告示第四百八号

漁業法（昭和二十五年法律第二百六十七号）第八十五条第三項第二号の規定により、昭和三十一年八月十二日次のとおり鳥取海区漁業調整委員会委員を選任した。

昭和三十一年九月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区 分	氏 名	職 業	住 所
学識経験者	浜 口 虎太郎	漁 業	鳥取市賀露町
同 右	和 田 富士一	同 右	境港市大正町
公益代表委員	八 木 達 彌	公務員	東伯郡泊村

◇鳥取県告示第四百十号

西伯郡大山町赤松、伊沢百伸外十四人の者から申請のあった赤松土地改良区の設立について、土地改良法（昭和三十一年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年九月三日認可した。

昭和三十一年九月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

◇鳥取県告示第四百十一号
気高郡青谷町八葉寺尾崎幸太郎外十四人の者から申請のあった青谷町八葉寺土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年九月三日認可した。

昭和三十一年九月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

◇鳥取県告示第四百十二号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により次のとおり禁猟区を設定する。

昭和三十一年九月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、名 称 米子市湊山錦海禁猟区

二、禁猟区域 米子市久米町湊山飯山、丸山、離山

米子港、深浦港

中海の一部（島根県境より旧彦名村界見

透し海面）

三、面 積 三二四町歩（陸地面積三八町歩 水面積二八六町歩）

四、存続期間 昭和三十一年九月十五日から昭和四十一年九月十四日まで

◇鳥取県告示第四百十三号

小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第二百八十七号）附則第二項の規定に基づく小型船舶及び船籍票の検認期日及び場所を次のとおり定める。

昭和三十一年九月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検認期日 検認場所

十月四日 岩美郡岩美町

〃 五日 鳥取市

〃 八日 東伯郡赤碕町

〃 八日 西伯郡淀江町

〃 九日 米子市

〃 十六、十七、十八日 境港市

◇鳥取県告示第四百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項による更新の登録申請がなかったため、同法第十五条第一

項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまっ消した。

昭和三十一年九月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称

主たる営業所々所在地

申請者氏名

まっ消年月日

鳥取県知事登録
は第三二八号

倉吉市福吉町一
一三五九ノ一

西村 晋造

昭三二、五、二八

は第三二九号

米子市灘町
二丁目一三〇

白井 平一郎

〃三一、六、一七

◇鳥取県告示第四百十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があったので同法第十五条第一項の規定に

より建設業者登録簿から次のように登録をまっ消した。

昭和三十一年九月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

名称

所

在 地

申請者氏名

消登録年月日

鳥取県知事登録
（第三一號）

昭和三十年十月十九日

徳重組

気高郡鹿野町大字鹿野
六六六ノ一

徳重 近晴

昭和三十一年
八月二十八日